

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第4回沖縄県議会（11月定例会）

平成20年12月15日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成20年12月15日 月曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後2時18分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する等の条例
- 3 乙第12号議案 当せん金付証票の発売について
- 4 乙第35号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 5 陳情第44号から第49号まで、第52号、第54号、第58号、第60号、第65号、第76号、第83号、第85号から第87号まで、第91号、第96号、第101号、第108号、第127号、第144号、第150号、第151号、第163号、第165号、第166号、第175号、第178号から第180号まで、第190号、第191号、第196号及び第200号
- 6 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 當 間 盛 夫 君
副 委 員 長 山 内 末 子 さん
委 員 島 袋 大 君
委 員 照 屋 守 之 君

委	員	浦	崎	唯	昭	君
委	員	崎	山	嗣	幸	君
委	員	新	里	米	吉	君
委	員	前	田	政	明	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	糸	洲	朝	則	君
委	員	新	垣	清	涼	君
委	員	玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

吉元義彦君

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原	昭君
広報課長	松川	満君
企画部長	上原良	幸君
企画調整統括監	上里	至君
地域・離島統括監	川上好	久君
交通政策課長	津覇	隆君
科学技術振興課長	棚原政	忠君
土木整備統括監	仲田文	昭君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第12号議案、乙第35号議案の4件、陳情第44号外34件及び閉会中継続審査調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、知事公室長の出席を求めています。

まず初めに、企画部関係の陳情第44号外18件の審査を行います。

陳情第150号を除く陳情18件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いします。

なお、陳情第150号につきましては、知事公室と共管になっていきますので、前定例会と同様に、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め審査を行いますので、御協力をよろしくお願いします。

上原良幸企画部長。

○上原良幸企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから2ページにかけて、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が17件、新規が2件となっております。

継続審議のうち、11ページの地域再生計画に関する陳情第76号につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

それでは、11ページをお開きください。

経過・処理方針等の欄に変更前と変更後を載せてございます。変更部分はアンダーラインのところですので、読み上げます。

那覇市においては、平成20年12月1日に地域再生協議会を設置したところです。

次に、新規の陳情について、御説明いたします。

18ページをお開きください。

沖縄県水産海洋研究センターの本部町への誘致に関する陳情第165号についてですが、19ページの第196号も陳情趣旨が同一でありますので、一括して御説明いたします。

水産海洋研究センターは、昭和49年に現在地に移転して以来34年余が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新たな研究ニーズや先進的な研究開発に対応する研究施設の整備が必要であると考えております。

このため、次期水産試験研究推進構想案と当構想案に基づく施設整備の基本的な考え方を取りまとめたところであり、これを踏まえて既存の水産関係研究機関等の役割分担の検討も含め、第三者で構成する委員会において、現在、審議が進められております。

県としては、これらの審議結果を踏まえつつ、移転先については試験研究に必要な海水の確保、調査船の係留及び用地取得の容易さ等を総合的に勘案し、

選定していく考えであります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 陳情第150号ですが、航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備の強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書で、改めてもう一度お聞きしたいんですが、本会議でも発言しましたがけれども、前航空幕僚長の発言などから、自衛隊の海外任務との関係で、いわゆる日本の国が戦前悪いことをしたということでは元気が出ないというところでもない形で、あのような論文を出していますけれども、そういう流れも踏まえて、航空自衛隊の今度の旅団化に伴う那覇空港の基地の強化、これは極めて非常にそういう発言からしても私どもが危惧するのは、海外派兵の米軍と一緒に出撃する拠点になるのではないかと。いろいろ聞いてみたら、自衛隊法の改正もありますけれども、海外任務を規定している軍隊というのは世界でもないみたいですね。それは本来自主防衛で、国を守るということと、ただ自衛隊法の改定の中で海外任務を規定するという国は国会論戦などを見てみたら。

(質疑の途中で、委員長から陳情第150号については知事公室と共管なので、次の知事公室の陳情審査のときに質疑を行うよう注意がなされる。)

○**前田政明委員** わかりました。では、陳情第150号については、せっかくだから、企画部長に対する部分についてのみということで質疑を行います。那覇空港の拡張計画がありますよね。国も県も軍民共用を前提とするという立場に立っていますよね。これは那覇空港の民間専用化というのは私が那覇市議会議員のころずっと決議をしてきましたけれども、これはいわゆる那覇空港の民間

専用化といわれることが出てきたのはどういうときに出てきたんですか。もう一度改めて、何度も決議してきたんですけれども、那覇空港の民間専用化を求めるということで、政府が那覇空港の民間専用化をやるべきだとやってきましたけれども。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上原企画部長から質疑内容の確認が行われ、那覇空港の民間専用化への政府の言及・意見等はない旨説明が行われた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 那覇空港に民間専用化を求める形でずっときていますけれども、自衛隊機が飛行しない場合、皆さんが考えているのはあと何年くらいまでピーク時の運航が可能なのかということについて試算がありますよね。それについて説明してくれませんか。

○**津波隆交通政策課長** 手元に資料がないんですが、これまでに国と連携して実施してきた総合的な調査の中で、このままいきますと2010年から2015年ころに夏期のピーク時には現在の滑走路1本では需要に対応できなくなるおそれがあるということになっております。

自衛隊機は発着回数の約2割を占めておりまして、そのまま供用を前提にしますと2010年から2015年ころに夏場のピーク時には処理能力の限界まで達するという調査結果が出ております。自衛隊機がない前提であれば、しばらくの間は1本でも対応できますけれども、ただ県としては去年の中華航空機事故などのように、滑走路1本の場合、滑走路上で事故が起きて使えなくなった場合に、大変大きな問題だということで、単なる処理能力だけの問題ではなく、危機管理として滑走路1本で事故が起きたときの危機管理上もぜひともあと1本の滑走路は必要だと考えております。

○**前田政明委員** 前に聞いたときに皆さんちゃんとありますよね。民間専用の場合には2000何年ころというのがあるじゃないですか。しばらくの間というのは10年、20年先のことですか。しばらくの間というのはどれくらいなんですか。

○津波隆交通政策課長 手元に資料がないので、はっきりしたことはお答えできません。

○上原良幸企画部長 2015年くらいには夏場のピーク時には対応できなくなる。それが自衛隊機が2割飛んでいますので、それがもしなくなった場合にはどうなのかということだろうと思いますけれども、それについてはもし丸々自衛隊機がなくなりましたら、そのときにどの程度ふえているのかはわかりませんが、かなり解消されるという可能性はあります。

○前田政明委員 1度聞いたことがあるんですけども、自衛隊機がないとした場合には、2020何年くらいまでは可能だということでしたか。

○上原良幸企画部長 2020年過ぎくらいにはピーク時になったときにでも自衛隊機がなければ可能だということです。

○前田政明委員 このピーク時というのはどういうときなんですか。要するにピーク時には対応できないと言っていますよね。いわゆる皆さんが言っているピーク時というのはどういうことですか。

○津波隆交通政策課長 まず季節的には夏場が一番観光客等の利用が多いということで、時間的には観光客等が最も利用しやすいような昼前後の時間をピーク時ということです。

○前田政明委員 これは最初に希望する便がとれないという意味でのピーク時ですか。いわゆる集中した時間帯をずらせばとれるということですか。だから皆さんが言っているピーク時ということですが、私たちは国土交通省に行って聞いてきました。同じような見解をおっしゃってください。

○上原良幸企画部長 前田委員がおっしゃるとおりで、いわゆる時間帯は昼ごろですが、それはもちろんずらせば可能で、この前本会議でも答弁しましたが、均等化するといいますか、そういうことをやることによってピーク時を少なからしていこうということを申し上げているわけです。

○前田政明委員 だからピーク時というのは乗客が乗りたいというのが集中したときになかなかとりにくいということですよ。

○上原良幸企画部長 とりにくい時間帯に集中しているということです。

○前田政明委員 だからピーク時というのが何か非常に混雑してどうしようもないかのような印象を僕も最初受けたんですよ。いわゆる飛行機のチケットがとれないのかなど。そうではなくて、一番込んでいる時間帯に申し込んでとりにくい状況というのがピーク時ということですよね。そこを皆さんなりに説明してくれませんか。

○津波隆交通政策課長 こちらが調査の中で夏場のピークというのは今言ったように、ある集中する時間帯、観光客が一番利用しやすい時間帯ということで、特に予約がとりにくい時間帯ということをおっしゃって、時間をずらせば便がとれない状況ではございませんけれども、ただ時間的にロスが多くなるということで観光客等が減少するというようなことから言っております。

○前田政明委員 今の那覇空港の沖合展開を含めてその必要がない。ピーク時という感じのものを普通にならしたら十分にできる。ましてや自衛隊機の2割使用をなくせば2020何年くらいまでは使用可能だとなっている。そういう面では沖合展開を含めて、先ほどの緊急避難の問題を言いましたけれども、交通政策課長が言われたような前提で滑走路をつくっているところはありますか。要するに1つの滑走路がなくなったらできないから、滑走路をふやすというような建設計画をしているところはありますか。

○津波隆交通政策課長 危険だからということなのか、新千歳空港などは冬場雪などで滑走路が利用できなくなるということで、1つは除雪作業を行いながらもう1本を使うという形で滑走路が2本あるということのようです。

○前田政明委員 自衛隊機の問題とかで起こってはならない事故があつて、那覇空港が使えないということになる。だからもう一つの滑走路が必要だという理屈は成り立たないと思うんですよ。いわゆる嘉手納基地を含めて、緊急時の問題としてはどこでもあるわけだから、それが国土交通省を含めて今言ったようなことが滑走路をもう一つふやす主な理由になるということにはならないと思うんです。今、そういう説明があるものだから聞いているんです。これについて説明してください。

○上原良幸企画部長 滑走路の容量につきましては、2025年から2030年くらいに今のままではということですが、しかし我々としてはたとえ自衛隊機の2万回の飛行がなくなったにしても、滑走路というのは50年から100年に1度しかつくれないんですよ。将来の沖縄の21世紀を展望したときに、10年、15年先の話ではなくて、さらに先を考えて滑走路はどうしてももう一本必要だということでありましてけれども、その理由としては当面として2030年を前提にしたことでやっていますけれども、当然2050年あるいはその先を想定した場合に、どうしても沖縄県の観光とか、沖縄県へ出入りする人数はふえますので、そういう中長期のことも考えているということとあわせて危機回避といいますか、事故が起きたときのこと、両方から考えているわけですし、これだけでつくるといえるということではないということです。

○前田政明委員 今の賭博、ばくち経済資本主義の世界的不況の中で、果たしてこれまでどおりの経済予測は成り立つのか。そういう場合でもかなり無理があると思うんです。これまでの皆さんの積算状況を含めても観光客云々と。しかし今世界的な不況の中で空港をつくっても、本土では空港はつくったけれども飛行機がないというような事例もあり、それは別にしてもそういう流れの中で私が言いたいことは、ピーク時というのは予約してそれがだめだった。しかしほかにずらしたらとれると、飛ぶ飛行機がないというような状況でもない。しかしこれが民間専用化されると2020何年、皆さんの見積もりでも大丈夫だと。ただ、50年から100年に1回しか空港はつくらないからつくったほうがいいということですがけれども、先ほど副知事の発言を含めて、私どもが危惧するのはもう1本つくったら自衛隊の専用になる。要するにいずれにしろ今の状況を克服するために、いずれか1本を自衛隊専用にどうかというような発言も出たりして、実際のところは岩国基地じゃないけれども沖合展開をした、騒音もなくなりますよといって、結局1本は軍事専用になった。そういう面では本当に旅団化の流れの中で、離島・周辺地域を含めて即応体制ということで、自衛隊と米軍が一体化になって、このF15戦闘機が配備される。そしてKC767空中給油機も配備される。そうすると結局、需要予測からすると、實際上、過大な見積もりだと思うんですけれども、結局何のためにつくるかということになると、いざという場合の緊急措置、当然嘉手納基地やその他もあるわけだから、これは空港をつくる場合の常識としては理屈にならないということは先ほどお認めになったと思いますけれども、そうすると本当に50年に1度しかつくれないからつくろうということではなくて、今の流れの中で見た場合に、私が危惧するのは民間専用化をすれば、今の状況を含めて十分に対応できる。もう一本は副

知事も言っていたけれども、自衛隊が専用で使うという可能性はないんですか。

○上原良幸企画部長 まず沖縄県の移動手段は空港しかないということを考えたときに、シンガポールに行く前にもやったんですけれども、島国の経済のレベルというのは空港港湾のレベルを超えることはないんですよ。我々が発展していくためには空港というのは最大限のものをつくらないといけない。それがまずあります。ですから、観光だけではありません。これからはいろんなCOEといいますか、大学院大学とか、ビジネス上も沖縄県へ出入りする人はいる。沖縄県は交流でしかやっていけないと僕は思っていますから、特に観光に特化しておりません。いろんな人が来ると思っています。ですから、その辺の需要が過大ではないかということですが、私は過大ではないと思っています。それから嘉手納基地の話をしましたけれども、緊急の場合です。実は半年くらい前にダウンバーストといいますか、天候が悪くなってこの前も2機か3機行きました。嘉手納基地は飛行機からはおろさないんですよ。5時間から6時間ほど嘉手納空港で飛行機に乗ったままで、携帯電話をかけることも許されないような状況になって、大変つらい思いをしたという人がいますので、いくら緊急とはいえ嘉手納空港に着陸させることは相当印象を悪くしますから、そういうことは将来的にも想定しておりませんし、それからもう一つの1本は自衛隊専用にするとおっしゃられましたけれども、今のところ1本は離陸、1本は着陸と明確に分けて整備計画を進めております。

○前田政明委員 政府はそう言っているんですか。政府は自衛隊専用化はしないとやっているんですか。

○上原良幸企画部長 自衛隊専用化するとは言っておりません。離陸と着陸に分けるとしか言っておりません。

○前田政明委員 私たちが政府交渉をしたときに、自衛隊が使う可能性もある。そうすると米軍はどうですかと、自衛隊が使えれば当然米軍にはノーとは言えない。今の日米安全保障条約の流れの中では。そういう面で自衛隊だけではなくて、今言っているように離着陸云々といっても、副知事の発言があったように、どういう意味の発言かはわからないけれども、自衛隊専用にしたらどうかと。その場合に、今の2つの滑走路ができた場合に、自衛隊が使わないことはないだろうと。それで自衛隊が使わないということが言えないならば、米軍も断れない。要するに自衛隊が使う場合を含めて、そういう趣旨の私が政府要請

行動をした場合、大事な極めて実務的な発言なんですけれども、2本つくるとして、実際に自衛隊には絶対に使わせないということでしたらいいんですよ。自衛隊が絶対に使うことはない。離陸用と着陸用と言うけれども、しかしこれは当然自衛隊機も含めてのことですよ。いわゆる離陸専門、発着云々というのは。

○上原良幸企画部長 飛行機の種類は民間だろうが自衛隊だろうが関係なく、1本は離陸専用で、1本は着陸専用と分けております。

○前田政明委員 聞きたいのは、要するに滑走路を2つにした場合には自衛隊に使わせない、自衛隊専用ではないということは断定できますか。

○上原良幸企画部長 断定できません。我々は自衛隊も使うということを前提にこの計画は進めております。

○前田政明委員 自衛隊が使えば米軍も使うということで、実質的には副知事発言はただ単なる思いつきで出たとは思えないんですよ。そういう面では自衛隊の旅団化に伴って、F15戦闘機、KC767空中給油機も配備される。今の日米合意の流れからいくと、航空自衛隊那覇基地がとんでもない基地になると。空幕長発言も含めて、自衛隊そのものが憲法9条を踏みにじるような教育が幹部学校でもやられていると。やはりそういう状況の中で、単なる那覇空港の滑走路の増設というのがそこだけにとどまらない。そういう自衛隊基地を残したままでは本当に沖縄県経済の発展にもならないし、民間の人たちが来るとかあるけれども、今の世界的な不況の流れの中で右肩上がりですべての需要が伸びていくというの見直さないといけない時期じゃないかなと思います。きょう、聞きたかったのは自衛隊には使わせません、沖合展開の場合は自衛隊専用にはなりませんというような発言がいただければと思ったけれども、それは言えないと。そのまま軍民共用ということですから、ピーク時といっても、最初に予約をするのがとれないということだけであって、平準化すれば別に問題はないという面で、私ども日本共産党としては、今の自衛隊を撤去して、民間専用化をして、その中でしっかり考えていくのが順当じゃないかということをおきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 15ページの燃料価格高騰対策に関する陳情、これは社団法人沖縄県バス協会ですけれども、社団法人沖縄県トラック協会も含めてですね、今の私の認識は燃料高騰はおさまっていると思うんですけれども、その認識はどうですか。

○上原良幸企画部長 タイムラグはありますけれども、大体3カ月くらいタイムラグはあるのではないかとされていますけれども、実際には市中のガソリンスタンドを含めて、逆に安売り合戦が始まっているくらいですから、高騰という状況はまるっきり変わってきていると思っております。

○照屋守之委員 実際には大体何ヵ月くらいそういう状況が続いたんですか。それは把握していますか。原油高騰であった期間です。

○上原良幸企画部長 年次的なものを見ますと、大体平成10年から平成16年くらいまでは110円から120円台だったんですけれども、平成17年度、平成18年度から徐々に上がりまして、上がり始めて平成20年度のことしがピークだったのかということです。ですから、高騰というのがどの時点からという定義は難しいんですけれども、平成17年度から徐々に上がり続けてきて、平成20年度がピークだった。それからは低下傾向だと思っております。

○照屋守之委員 この間は県も新年度当初予算もこの対策予算を計上して、9月にも5億9000万円というような予算を投じて対応をしましたよね。国もそういうことに応じて、景気対策の予算を投じて全国的に展開をやってきましたね。それを直接的な原油高騰に対する差額分を直接補てんするということは、行政としてはなかなか難しいということがあるにしても、それに対応するような予算を結構投じてやってきたじゃないですか。ですから、その現状というのか、予算を投じた部分を含めて、県の経済あるいは企業、全国的なベースも含めてどういう影響があったのかということは、どのようにとらえていますか。

○上原良幸企画部長 業種は違いますけれども、例えば船でしたら価格転換をしたわけです。燃油サーチャージということでですね。トラック等は業者がいっぱい来ますので、本当は社団法人沖縄県トラック協会としては全体的に上げたいんですけれども、そこはやはり価格競争ということがあって上げられないということで、かなり経営も厳しくなるという状況があったわけで、なかなか

業界によっても対応に差があったということだと思いますね。県が直接的に支援をする、例えば離島航路の船とかについては、その差額は赤字額を補てんしますから、上がった分は当然費用として見られていますから対応していますけれども、個々の民間業者にはなかなか難しかったという状況があります。ですから、業界によって差がありました。

○照屋守之委員 行政が直接補てん的なものを社団法人沖縄県トラック協会でも上がった分のものができればいいのだけれども、やはり行政としてはそれは許されないから、そういう影響にかんがみて、いろんな融資制度を導入することで対応してきましたよね。陳情処理の15ページにある社団法人沖縄県バス協会ですけれども、そこは値上げをお願いしたわけでしょう。この陳情の中の2番目に乗り合いバスの積極的な利用促進についての全県的な取り組みということが掲げられているんだけど、私は社団法人沖縄県バス協会はもう少し、例えば沖縄バス株式会社が定期券を発行して、A地点からB地点までということで買うわけでしょう。そうすると、我々の感覚からするとこの定期券を買えば沖縄バスにも乗れて、同じ距離だったら琉球バスにも乗れてというような感覚があるんだけど、どうも今の現状は定期券は沖縄バス株式会社、株式会社琉球バス交通で同じ路線でも利用できないというようなことがあるみたいです。私の娘が通学に使っているものだから、何で今どきそういうサービスはやっていないのか。こういう時代であれば同じ路線だったら、バス会社同士で相談して、どれでも乗れるようにする。収入の配分というのはバス会社同士で比率を決めてやればできないことではないですよ。今どきその程度のことしかやっていなくて県民にバスを利用しなさいと言っているのかと、ちょっと次元が違うのではないかという話。それと定期券を買うときに、これも非常に不思議なんだけれども、今どきスタンプを使って回数券とかをつくっているわけですよ。だからこういうような形で、積極的な利用促進について全県的な取り組みをしなさいということで陳情は出されているけれども、実質的に経営努力といいますか、内部でどういうような努力をしているのかというのが非常に県民にとっては問題があると思う。その辺のところはどのようにとらえていますか。

○上原良幸企画部長 まさにおっしゃるとおりでございまして、バスについては利用者がどんどん減る中で、今一度経営努力ときめ細かなサービスをやるような状況にはなかったのかなと。実際に今回、第一交通産業株式会社という会社が九州から入ってきました。これが那覇交通株式会社と株式会社琉球バス交

通を傘下にしましたけれども、かなりサービスは違ってきていると思うんですよ。そういうものが先導して、どんどんサービスの向上を図っていかないと、我々はこれから基幹バスを来年から試行しますけれども、そういうこともあわせて経営努力といいますか、改善をやっていかないと、当然需要も伸びないし、需要が伸びて収入が上がってくれば相乗効果でサービスがよくなるというようなスパイラルをつくっていかればいいなと思っています。やはり利用者がどんどん減少する中ではその辺のきめ細やかさというのはちょっと欠けていたのかなと思います。ですから、来年以降は路線の再編とあわせて企業努力をやっていけるような条件づくりになればなということを考えています。

○照屋守之委員 その辺をしっかりしてもらわないと、今どき東京都では都電と旧国鉄のJRとか、私鉄とかの乗り入れも同じ定期券でできますよね。それは私鉄とJRがこれについてはどのようにしようという取り組みをして、例えば1万円売り上げをするものについての配分はどうするというような形は恐らく内部でされていると思うんですよ。これは利用する側はわからないんですけども、ただ利用する側がどういう形が便利で使いやすいのかということをやったり徹底的に追求していけば、お互いのバス会社同士でどういう形でやっていくということに当然なるわけですよ。だからそういう感覚が違っていいのではないかと思いますよね。ですから基幹バス構想を県が主導でやるのであれば、きちんとそういうことも含めて、本当に県民が利用しやすいような形をつくっていかないと難しいなという思いがあります。

それから、3番目の貸し切りバスの問題ですが、貸し切りバスは私が単純に考えてもそれぞれの学校に貸し切りバスを使ってくださいと営業をして、入札をかけてやっていくわけけれども、公が使うということだから、コストを落としてまでも、県内のバス事業者に対して負担をかけてまで貸し切りバスを提供しなさいというのは言いづらい部分があるんですね。だからこれは利用する側もある程度、基本的な金額ベースを押さえてもらって、それに理解をしてもらおうというのは必要じゃないかなと思うんですよ。ただ安ければいいということではこれだけ小さい島嶼県の中で、経営コスト的な分も含めて考えていくと、こういうものについてはある程度行政も教育委員会あたりとも連携してやる必要があると思いますけれども、その辺の内部的な調整といいますか、努力といいますか、そういうことはやっているんですか。

○上原良幸企画部長 内部での要請に対して、特にこの件に関して今までやったことはないです。これからやるかどうかは別にして、今まではやったことは

ないです。

○照屋守之委員 やってみてもいいのではないかと思うんですけど、担当部署としてはどうですか。

○上原良幸企画部長 検討していきたいと思います。

○照屋守之委員 やっててくださいいよ。業者もかわいそうなんですよね。ある程度子供たち、県民に負担をかけないという前提でいいけれども、だからといって1万円じゃないと合わないというものを7000円、8000円でということになっていくと、県内のバス会社はもたないですよ。それはぜひ検討してください。

次に、18ページの沖縄県水産海洋研究センターの件ですけれども、平成14年に沖縄県水産試験場研究体制整備構想はつくられましたね。構想がつくられて今は第三者で構成する委員会をつくって審議が進められているということですが、構想はできました、具体的な中身はこれから委員会で審議していきますよということでもいいんですか。まだ何も決まっていないということでもいいんですか。

○棚原政忠科学技術振興課長 平成14年の構想というのは恐らく農林水産部でつくられた構想でありまして、それは移転を前提とした話ではないと。それで我々がやっているのは水産課あるいは水産海洋研究センターの職員も含めて、まずプロジェクトチームを立ち上げて検討しました。それについては案ができております。これは次期研究構想案ということで、来年から平成30年までの10年間の構想案をつくっておきまして、その中で施設がどうあるべきなのか、研究内容がどうあるべきなのかということを絞り込んで、最終的にできた姿をもって、次期どういふのが必要だと、箱物も含めてですね、そういうことで今は作業を進めているということです。

○照屋守之委員 平成14年は今あるものを改築をして、あくまで現在地を主体にということだったけれども、これからやるものについては移転も含めた形で考えていくということですか。

○棚原政忠科学技術振興課長 現在地は、今建っている場所が新たに生じた土地ということで国有地なんですよ。そういうこともございまして、そこで改築

するということは国としてはだめですよ。以前は建ったものですから、毎年更新で使わせてもらっていたわけです。そういうこともありまして、あとの半分は、後ろのほうは県有地ですから、そこにつくるという案もありますけれども、現実的には糸満漁港から海水を引いているものですから、非常に汚濁が激しい、研究にも支障を来すということで、そういうことを考えると現在地では難しい。いろんなことを考えながら、経済合理性も考えながら検討しているということでございます。

○照屋守之委員 これまで農林水産部でいろいろ考えながらやってきたけれども、企画部に移って、企画部サイドで今後の計画とかをつくっていくという理解でいいんですか。

○棚原政忠科学技術振興課長 はい、そういうことです。

○照屋守之委員 企画部に移って、補助としては農林水産省の補助をもらってやっていくということになるんですか。

○棚原政忠科学技術振興課長 補助メニューがございませんので、県費になります。農林水産省で施設の建築に対する補助というメニューがないわけです。

○照屋守之委員 補助メニューがなくて、水産海洋研究センターというのは県費で考えていかないといけないということなんですか。

○棚原政忠科学技術振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○照屋守之委員 これはいつまでたってもできないんじゃないか、県費でということだったら。

○上原良幸企画部長 なぜ今までできなかったのかというのは基本的にはそういうことなんですよ、県の財政状況もありますから。県の場合は施設については県でつくらなければならない、国からの補助がない施設については優先度というのがありまして、この研究機関というのは公用施設ですよ、公共施設ではなくて。公共施設は住民が利用する施設、福祉とかですね。そういうのはどうしても優先度は高いんですけれども、なかなか公用施設、県の職員しか使わない施設については、どうしても優先度というのは低くなりますので、大変厳

しい状況ではありますが、そういう財政状況も最終的には勘案しなければならないということがあります。

○照屋守之委員 農林水産部が考えた構想は、農林水産省の補助をもらってつくるという構想だったんですか。

○上原良幸企画部長 もともと県の施設ですから、それに対して国が補助を出すということはないんです。この施設の中ではいろんな研究がありますよね。それに対しては国もいろんな補助メニューがあるかとは思いますが、県庁をつくるのに国からの補助はないというのと同じです。

○照屋守之委員 それではなかなか厳しいね。平成30年度までといっても。ということは、これから第三者委員会でいろいろ審議をしていくわけですが、用地、施設の規模、中身等の建設計画というのはこれから具体的につくり込んでいくということですか。

○棚原政忠科学技術振興課 できれば来年度あたりに移転先の決定がなされて、再来年に基本計画、基本設計をやって、こちらの希望ですけれども、財政担当部局とも相談をしないといけないわけですが、5年以内をめどに移転をしたいという希望を持っております。

○照屋守之委員 県の単費でやっていくことになるのと、今の4年間で1260億円の財政的な厳しさ、あるいは行財政改革の進み具合、そういうことも含めていろいろ考えていくと、これがそういうことで資金繰りができなくなっていけば、おのずと新しいもの、ましてや県の単費でやっていく事業なんていうのはとてもじゃないけど財政的には厳しくなっていくのではないか。その辺の見通しというのはどのようにつくっていくんですか。

○上原良幸企画部長 そういう施設整備計画も含めて財政計画はつくられていますので、それは今から新たに入れ込むということではなくて、収支見込みの中にはそれも入っております。

○照屋守之委員 そうすると、本部町のほうからぜひということで誘致をしたいというようなお願いですけれども、今ある糸満市にそういうことも含めて、いろいろ誘致合戦が行われてくると、執行する側もやりにくいですよ。我々

もやりにくいですね。どうですか。別に問題ないですか。あちらこちらから手が挙がって、誘致合戦が始まりますよね。

○上原良幸企画部長 海水がとりやすいとかあるいは船が着けられるとか、いろいろ条件はありますけれども、やはりそこに加わってくるのは例えば用地が安く確保できるかとか、あるいは施設についてもどの程度のものなのかということも含めて、企画部としてはこれだけの施設がほしいけれども、どうしても財政上の制約というのは出てくる。誘致合戦が起きても、それはできる場所にはできないということは当然出てくるかと思えます。

○照屋守之委員 そうなると、誘致する側が用地は市町村で確保しますから、ぜひつくってください、用地的な負担はかけませんよということとか、あるいは建物についてもそれぞれの地域の市町村で、我々も一緒に財政的なものを支援していきますよということがどんどん名乗りを上げられてきた場合は、そういうところも含めて勘案できるという解釈でいいですか。

○上原良幸企画部長 それはもちろん一つの新たなる条件にはなりますね。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 11ページの陳情第76号について何点かお願いします。

この中で、12月1日に那覇市の地域再生協議会が設置されております。その間の事業者から地域住民への説明会の中で、事業者と警察当局との協議の中で、交通渋滞ですとか、そういうことはしっかりと協議をしてきたという説明があったようですが、その辺の真偽をちょっと確かめたいので、説明をお願いします。

○川上好久地域・離島統括監 今のお話については、過去県議会の質疑等で、土木委員会でお答えしている話で、我々の方も細かいところまでは掌握はしていないわけなんですけれども、那覇市の都市計画審議会の中で、都市計画上問題は無い、景観上の問題もないということで話がされているということと、地域住民の意見を聞くようにという附帯意見がありまして、この間10数回にわたって地元の地域住民と意見交換をされたと聞いております。その中で幾つか事業者が当初提案していた計画案について、その変更がなされたというところま

では確認をしております。今、具体的に警察と事業者との間でどのようなやり取りがされたのかというところまでは承知しておりません。

○山内末子委員 住民が気にしているのは、交通政策という意味で、そうなりますと国道と県道と連結したような地域にありますので、そういった意味では県としてのかかわりはどうかかわりを持っていくのかということが住民としても心配なんですね。懸念がありますので、県としてこの地域再生計画についてもどうかかわりを持っていくのかということをし説明お願いいたします。

○川上好久地域・離島統括監 今の話は土木建築部の所管になりますので、私どものほうでお話しできる部分はないんですけども、ただ県議会等で答えた土木建築部の答弁の中では、このマンションの立地に伴う交通問題等については、事業計画の策定の際に交通量増加による交差点への影響は予測をしている。それはいずれも基準値内におさまるという説明を那覇市から受けているという答弁をされています。

○山内末子委員 那覇市の答弁の中ではそうなっているんですけども、県としてはその辺については別段渋滞ですとか、そういうことについて政策的に考えていくとか、一緒になって連動した計画をつくっていくとか、そういうことについては何ら予定とか、計画はないのでしょうか。

○川上好久地域・離島統括監 この問題については所管外の部分で、都市計画について所管をする土木建築部のほうの判断をお願いしたいなと思います。それで我がほうは、あくまでも地域再生計画に基づく関連で、適切な手続でもって計画が出されて、そしてまた認定をされたかどうか。また県のかかわりというのは制度を普及啓発することがありまして、この件に関して地域再生計画に基づく特別な権限というのは有していないわけです。そういう意味で、具体的な事情については当事者である那覇市と関係者との間で議論がされていくものという認識をしております。

○山内末子委員 もう一度確認ですけれども、土木建築部のところではそういった議論は我々県議会としてもできるようなことはありますか。

○川上好久地域・離島統括監 どの辺まで県が関与できる話なのか、それは土

木建築部のほうでいわゆる建築行政の観点から判断される話であると思います。私のほうでは言及できる状況ではございません。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 先ほどの照屋委員の質疑と関連してですが、18ページですね。この水産海洋研究センターというのはそもそもどういふことをやる組織なんですか。機能としてはどういふ機能を持っているのか。

○**棚原政忠科学技術振興課長** 水産海洋研究センターというのは今は名称を変更して水産海洋研究センターとなっていますけれども、水産試験場でやる漁業の指導あるいは養殖技術の確立、いわゆる水産業に係る研究をするということでございます。

○**玉城義和委員** 具体的にどれくらいの研究員がいて、どういふことをやっているのかということをおわかりのように少し説明してください。

○**棚原政忠科学技術振興課長** 職員の数には29名でございます、研究員は12名です。29名と多いのは漁業調査船「南丸」の船員とか補佐員、事務職がいて29名です。やっている事業としては栽培漁業の生産増大と効率化に向けた研究、それから漁業対策技術開発及び防疫体制の確立に向けた研究、資源管理及び栽培漁業の技術開発に関する研究、沿岸域の環境保全とか水産加工技術の開発等を行っております。

○**玉城義和委員** 来年から平成30年までの10年間で研究すべきこととか、あるいはあるべき組織のあり方のようなものをつくっていくと。そうすると来年度の話になるわけですね。それは当然に研究施設というか箱物も含めて、関連性がないと平成21年からは発足できないのではないかと。

○**棚原政忠科学技術振興課長** 決まったことが、構想そのものが平成21年からスタートするというような概念は持っていませんし、その中で役割分担の問題も出てきています。と言いますのは、水産海洋研究センターは石垣市にも支所がございまして、やはり機能分担もしながら、本体として経済合理性を持った施設をつくるためにどうあるかという議論もしていきたいということを考えて

おります。

○玉城義和委員 よくわからないのは、先ほどの質疑にもあったんですが、要するに県単なんでなかなか予算のめどがつかないという話になってくると、今のような話だと何をされようとしているのかよくわからないという感じなんですけれども、どうなんですか。先ほどは平成21年から平成30年までの10年間の計画はできていると。それをどこでやるかとか、いろいろ含めてという話だったものですかね。

○上原良幸企画部長 どういう研究をやるのかということは、当然平成20年度から始まりますけれども、平成21年から平成22年度までは既存の施設を前提にやるのか、その辺の施設の機能とタイアップした研究ということでは研究の構想内容そのものが施設によって調整していいわけですし、特に施設をつくってからということではなくて、既に構想もつくりましたので、平成20年度から始めたいと思っております。

○玉城義和委員 平成21年度で移転場所を決めるということでもいいんですか。

○棚原政忠科学技術振興課長 もろもろの条件が許せばそういう方向でやりたいと。ですから、先ほど言いましたけれども、5年以内には完了したいという希望を持っております。

○玉城義和委員 もろもろの条件というのがまたよくわからない話になってきているんですけども、本部町の陳情は極めて具体的であるわけですね。だから沖縄県の栽培漁業センターもあるし、琉球大学の施設もありますよね。水族館もある。こういう条件がそろっているのが我がほうでどうかと本部町長は言っているわけですね。これについては率直なところはどうなんですか。ほかに我がほうにつくってくれと言うところはありますか。

○上原良幸企画部長 一番強いところはやはり現在地のある糸満市でございます。

○玉城義和委員 糸満市についてはさっきおっしゃったように、今の施設の土地の問題で返還をしてくれという話があることなんですよ。そういうことから移転という話になっているのではないのか。

○上原良幸企画部長 移転も含めて糸満市の中でということです。

○玉城義和委員 糸満市内ということなんですね。本部町長の話だと、沖縄県の栽培漁業センターの敷地に水産海洋研究センターは十分に建設は可能ということなんですね。それで関連の施設もあるので、非常に適地ではないかということで、海水の点についても、今の糸満市の課題は瀬底を含めて十分に解決ができる。こういうことで当たり前の話でしょうが、本部町長からすれば条件は全部そろっていますと、土地もありますということなんですね。そういう意味で言えば糸満市がいいとか悪いとかという話をしてはいるわけではないんですが、私もこの地域はよくわかるので、そういう意味では非常に適地じゃないかと私としても考えるんですね。これからの場所選定の手順といいますか、糸満市になるにしろ、本部町になるにしろ、どういう条件があれば決定の過程で重要なものとしてあるのか、幾つか挙げてみてくれませんか。どういう条件があれば決定できるのかということです。

○棚原政忠科学技術振興課長 候補地を選定する要件としまして、まず用地につきましてはおおむね2ヘクタール以上の確保の容易性、試験研究に必要な正常な海水確保の容易性、漁業調査船の図南丸ですけれども、その係留場所の確保、海上生けす確保の容易性、用地造成、施設整備の費用、これは経済合理性ですね、市場調査の利便性、漁業者の利便性などを考えております。その中で容易性といって幾つか条件をつけましたけれども、いわゆる場所がありますから来てくださいますといっても、民間所有地だとこれから用地買収するのが大変だとか、それから海上生けすの容易性といいますが護岸がないといけないと。要するに護岸の防波堤の内側につくらないといけない。それで7メートル必要ですというもろもろの条件がございます。

○玉城義和委員 まさに本部町はこの条件を全部そろえているということで、ほぼこれは理想的なまちではないかと思います。本部町もなかなか過疎化していて、人口もふえませんが、場所はいい場所なんですけど、人口もふえませんが、こういう海とも長いつき合いもしていますので、ぜひ有力な場所としてお考えください。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 継続陳情第91号ですが、前回も聞いた記憶があるんですが、バスターミナルの機能として、これからの那覇バスターミナルのあり方としての基本的な考えは事業者間との調整が必要だとしても、県としての考え方としては持っていらっしゃると思うんですが、その辺を御説明いただけましたらありがたいんですが。

○上原良幸企画部長 那覇バスターミナル整備に当たっての県の基本的な考え方ということですか。

○浦崎唯昭委員 この陳情は那覇バスターミナル機能の維持に関する陳情ですがけれども、処理方針ではそこが見えないような感じがする。業者間での事業化の中で注視をしていくということの処理方針になっているようですが、その辺を具体的に県としての考えはもう少し踏み込んでいるのかなと思っているんですけれども。だんだん再開発事業も見えてきましたよね。

○上原良幸企画部長 基本的な考え方としましては、那覇バスターミナルはまさに沖縄県の玄関口としての那覇空港やモノレールに乗りつけるということで考えています。これからも先ほど申し上げましたけれども、基幹バスのスタート地としてもそこを前提にしていますので、引き続き交通の拠点となります。同時に、南側は工事がどんどん始まっています。那覇バスターミナルを含めてA工区と言いますけれども、そこがおくれているわけでごさいますて、これは一体的にやらないと意味はないということでもあります。ですから、単なるバスターミナルということではなくて、北区についても都市機能を集積させるような形のものをつくって、なおかつバスターミナル機能を果たすということで、今バスターミナル機能をどうするのかについて、バス事業者と開発をしようとしている旭橋都市再開発株式会社を中心とした皆さんの中での協議が、若干既存のバス事業者と、具体的に話しますと駐機台数の問題が、引き続き何台そこに駐機させてくれないかという話のやりとりがありまして、一番最初に那覇バスターミナル株式会社の株を取得しました株式会社ゼクスという民間の会社がありましたけれども、そこもかなりバス会社との調整が難航したということもありまして、撤退をしたという状況ですね。その後引き継いで議論をしていますけれども、まだまだどういふ事業展開をするのかというのはまだ決まっておられません。これからです。

○浦崎唯昭委員 この事業を進めていく中でバスという公共の足を確保するという点では県も積極的にかかわっていくということだけは間違いのないわけですか。

○上原良幸企画部長 もちろんです。

○浦崎唯昭委員 全国ではバスターミナルは重層化されまして、3階、4階までバスが入っていくようなそういう施設もあるんですけども、そういう図面は描かれているのですか。それともまだですか。

○上原良幸企画部長 正式なといいますか、いろんな案とかは出ていますけれども、決着がつく形ではまだ出ておりません。これを今からどういう事業計画をつくるのかということであります。

○浦崎唯昭委員 この陳情でも、この地域は戦後復興期から今日に至るまで結節点としての役割を果たしてきたという中で、それが機能の縮小になったりすることはバスターミナルのサービスという意味では大変困るというような陳情でありますけれども、そういうのもこの旭橋市街地再開発事業の中では残されていく、サービスの意味での事業は十分に確保されていくという理解でよろしいでしょうか。

○上原良幸企画部長 まさにその辺の折り合いをどうつけるのか。例えば現在は57台ですか、そこに駐機している。それを引き続きまさか57台をということになりますと、いろいろと再開発上も問題がありますので、それをどこまで、多分再開発するほうからすると、できるだけスペースをとりたいために駐機台数を少なくしてほしい、交通事業者はできるだけたくさんということで、その辺をどこまで折り合っていくのかということが問題です。当然バスターミナルの機能としては、確保するという前提でどれだけが必要なのかということだと思います。

○浦崎唯昭委員 事業者の皆さんとも十分に調整をして、公共バスのターミナルの機能のあり方については話し合いを十分にしてもらいたいということで終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 継続陳情第101号との関連で、先ほどから浦崎委員からもありましたが、今のままではバスは大変ですよ。自由に競争させているともうかりそうな時間帯にバスが4台から5台も並んで来て、余りもうかりそうじゃないと思ったらバスが来なくて30分以上待たされるとか、このような状態が続いていたらますます使われなくなる。バス会社がつぶれていいのかといえば公共交通として、県民の足としてぜひとも続けてもらわないといけないし、そういう意味ではどうも自由競争をさせていてはますますじり貧になっていくことは目に見えているので、県が進めようとしている基幹バス、バス網再構築計画はバス会社をうまく説得して、しっかりと協力しあって共存していってもらえるようにしないと大変だと思うんですが、進み具合はどうか。

○上原良幸企画部長 現在、実施計画はつくっておりまして、平成21年度にも試行してみようかなと思っています。

○新里米吉委員 バス会社間の話はある程度ついてきていますか。

○上原良幸企画部長 先ほどの那覇バスターミナルの件も含めて調整中のところもあります。ですから全面的に計画がオーケーという段階ではございません。

○新里米吉委員 とりわけ大事になってくるのが、何時にどこ発のバスはどこの会社とか、そういう整理が必要になりますよね。定時運航させていくための調整が各企業間での話がうまくやっつけられるのかどうかという、バスターミナルと定期運航の話がうまくいくかどうかというのが大きな決め手になるかと思っていますが、ダイヤの話もやっていますか。

○上原良幸企画部長 まだそこまでは合意に至っておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情18件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第65号外5件及び企画部との共管となっております陳情第150号1件の審査を一括して行います。

まず初めに、知事公室関係の陳情6件について知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○**上原昭知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続3件、新規3件の合計6件となっており、そのうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審議となっている陳情第65号、第144号及び第150号につきまして、前回の処理概要に大幅な変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

それでは、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料6ページをお開きください。

陳情第166号台風13号による与那国町被災に対する救援を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

台風第13号により、与那国島では観測史上例を見ない降雨量を記録するとともに、長時間暴風域圏内にあったことから、大きな被害を受けております。

今回の台風では、電柱の倒壊等による停電、断水、電話の回線不通などライフラインの被害を初め道路や農道ののり面崩壊、農産物の被害が主なものであります。

県としては、9月17日に知事が土木建築部長、農林水産部長などとともに現地を訪れ、家屋浸水や護岸の倒壊、道路ののり面崩壊などの被災現場、公共施設や農産物の被災状況等を視察しました。

9月22日には知事を長とし、各部長等で構成する復旧対策会議を開催し、全庁的に復旧対策に取り組むことを確認しております。

現在、各関係部等において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく災害復旧事業等に取り組んでいるところであります。

また、災害で住宅に被害を受けた被災者に対しては、沖縄県災害見舞金支給

要領に基づき、災害見舞金を支給しております。

次に、資料7ページをお開きください。

陳情第175号は、第58回婦人大会の宣言・決議の実現方に関する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

北方領土問題は、我が国とロシア間の懸案事項であり、その解決には両国の粘り強い外交交渉が重要であります。同時に、外交交渉を支える国民世論の結集とそれを高める広報・啓発活動の充実が必要と考えております。

県としましては、北方領土返還要求沖縄県連絡協議会が主催する返還要求沖縄県民大会等への参加や、美ら島沖縄など県の広報媒体を利用した広報活動、マスコミへの情報提供等により、今後も広く県民に対する北方領土返還要求運動の普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料8ページをお開きください。

陳情第200号は、沖縄県行政オンブズマンの職務不履行に関する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

県政に対する県民の苦情を簡易・迅速に処理し、県民の権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与するため、本県では行政オンブズマンを置いております。

行政オンブズマンは、県の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について、県民の苦情を調査し、簡易・迅速に処理すること、県政の非違等があれば是正等の措置を講ずるよう提言すること、県政に関する制度等の改善を求める意見を表明することを職務としております。

陳情人から12月1日付で行政オンブズマン相談室にファックスで苦情申立書が送られ、翌2日には来室がありました。

苦情申し立ての内容は、沖縄県教育委員会は県立高等学校の入学者選抜検査を適正に管理、監督していないとの内容であり、検討した結果、行政オンブズマン設置要綱第2条の県民の自己の利害にかかわる県の機関の業務の執行に関する苦情に該当しないことから、調査対象外であることを、これまでの事例も紹介しながら説明をいたしました。

行政オンブズマンが受け付ける苦情を申立人自身の利害にかかわるものとしたことは、自己の利害と全く関係ない苦情まで対象とすると調査対象がいたずらに広範化し、県民の権利利益の擁護という行政オンブズマン制度の趣旨を越え、行政オンブズマンに過重な負担をかけるおそれがあるためであります。

県としましては、今後とも行政オンブズマン制度の適正、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情6件につきまして、処理概要を御説明いたし

ました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第150号に対する企画部企画調整統括監の説明を求めます。

上里至企画調整統括監。

○**上里至企画調整統括監** 陳情第150号航空自衛隊那覇基地のF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化と求める意見書の可決を求める陳情につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 企画調整統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように、簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 陳情ではないんですが、緊急な事態が起きているようなので、金武町で米軍の流弾ではないかという疑問が持たれている弾が民間の車に当たったという情報がきのうの夜に流れているんですが、現時点で県が把握している状況を説明してもらえませんか。全くつかんでいないですか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から議案と関係のない質疑は慎むよう注意がされた。また、上原知事公室長から警察広報文に基づき状況報告がなされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 先ほど休憩中のことについては部隊名だとか、訓練の内容とか米軍その他についても問い合わせをしていただきたいと思います。

それで、陳情第144号です。一般質問の中で知事は玉城ノブ子議員の質疑に対して勉強していきたいというような答弁をいただいたんですけども、ぜひそういう立場でしっかりと勉強してほしいんですけども、このレーダーについてどういう内容を持つのかということの資料、どのような資料をお持ちなんでしょうか。もしよければその資料を私どもにも提供していただけないかなと思いますけれども。

○上原昭知事公室長 お求めの資料につきましては、後ほど提供したいと思います。

○前田政明委員 知事も勉強していきたいということでありましたので、ぜひこの辺の具体的な資料というのがないものですから提供していただきたいと思います。それで、その資料を見てもう一度このレーダーの目的だとか性能とか、そういうものを本当は資料を見ながらがいいかもしれませんが、概要についてもう一度説明していただけないでしょうか。

○上原昭知事公室長 沖縄防衛局の説明によりますと、現在、防衛省は弾道ミサイル防衛能力の向上に努めており、その一環として航空機の警戒、監視に加え、我が国に飛来する弾道ミサイルの警戒、監視も可能な新しいレーダーについて整備を進めているとのことであります。そのため、航空自衛隊与座岳分屯基地においても、老朽化しつつある現レーダーにかえて、弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを設置する計画があるとのことであります。ですから、航空機の警戒監視に加えて、弾道ミサイルの警戒監視の機能も持った新しいレーダーということです。

○前田政明委員 例えば建物の高さが何十メートルとか、そういう規模などはわかりませんか。

○上原昭知事公室長 このレーダーは先ほど申し上げましたように、弾道ミサイルを探知し、及び追尾するための機能を備えた固定式地上設置型レーダーであり、高さが約30メートル、幅が約30メートル、奥行きが約25メートル規模の予定であるということであります。

○前田政明委員 これは今宮古島でつくられているレーダーがあるんですけども、これとは同じ物ですか。宮古島の物も建設中ですけども、これとの兼ね合いはどうなんですか。

○上原昭知事公室長 宮古島のレーダーについての内容は現在まだ確認をいたしておりません。

○前田政明委員 これは要望ですが、この前宮古島に行って見てきたんですけども、上原地区ですか、そこで僕が見た範囲では2棟ですか、まさに外枠を含めて建設中で、すごい規模だなということで、写真も撮っては来ましたが、その辺の状況がわからないので、ぜひ要望として、この与座岳に設置予定のレーダーとの関係がどうなのかということも踏まえまして、全体の自衛隊のミサイル防衛計画ですか、それとの関連でぜひとも宮古島の物もちょっと調べていただいて、資料として提出をお願いできないかなと思います。よろしくお願ひします。

○上原昭知事公室長 防衛省に照会をしたいと思います。

○前田政明委員 きょうは時間の関係で省きますけれども、沖縄県の基地が米軍基地だけじゃなくて、やはり私どもが心配するのは米軍再編でキャンプ・ハンセン、その他自衛隊との一体化、それから原子力潜水艦に自衛隊員も乗っているとか、そういう面で一体化というのが進んでいて、F15戦闘機でも即応訓練も含めて米軍と自衛隊が一体になって訓練している。それから自衛隊の普通科連隊についても、アメリカ本国で奪還だといって、まさに海兵隊がやるような上陸練習を米軍と一緒にやっている。南西諸島の即応体制という形で出てくるものですから、ここに書いてある旅団化のものを含めてかなり自衛隊の基地機能の強化、それが自衛隊だけじゃなくて、米軍と一体になって進められている点に大変危惧しているわけです。そのところで、陳情第150号との兼ね合いもあるんですけども、旅団化に向けてさまざまな形で強化されることが非常に気になっていて、沖縄県としてはそういう自衛隊の米軍との一体化とか、ミサイル防衛の問題とか、そういうものはいわゆる日本の防衛の一環としては仕方がないんだと、基本的には容認する立場ということで理解していいのでしょうか。

○上原昭知事公室長 はい、そのとおりであります。

○前田政明委員 関連ですけれども、自衛隊の旅団化ですね。これにも書いてありますけれども、第15旅団への格上げと航空自衛隊のF15戦闘機配備などが進められているということが陳情第150号にありますけれども、それから陳情第144号はミサイル防衛ということになっています。これは旅団化ということが非常に宮古島にも行って感じたのが、これは大変なものだなと。混成団と旅団というものの違いについて、もう少し県民に明らかにしていく必要があるのではないかと、関連でお聞きしたいんですけれども、どういう違いがあるのかを改めてお答え願います。

○上原昭知事公室長 具体的に組織の目的等については承知していませんが、中身につきましてはまず定員が約1800名から約2100名ということで、300名程度が増強されます。それから機動性の向上ということで、軽装甲機動車や高機動車を導入するという、それから航空運用能力の向上ということで、これは機数については現有機数を維持しながらであります。待機体制を強化する。科学防護能力の向上ということで、司令部付隊に科学防護隊を新編する。それから情報収集能力の向上ということで、偵察隊を新編するという内容が明らかにされております。

○前田政明委員 確かに混成団と旅団との違いは今言われたように、科学防護隊が入ると、普通科連隊と偵察隊ですよ。偵察隊というのは前に国会でも明らかにしたように、平和運動とかその他を含めて自衛隊が国民の活動を監視するという任務を持っている部隊もあったということが、議会の中でも質疑をしたとなってますけれども、これは混成団のときにはない、普通科連隊すなわちグリーンベレーや海兵隊と同じような訓練をしている部隊、それから偵察隊ですね。これについて先ほど説明された内容なんですけれども、これは本当に今の沖縄県の状況の中で、偵察隊ということでどこを偵察するのかという感じも含めて、旅団化についてこれは私は大変危険な中身だと思いますけれども、皆さんとしては混成団から旅団になった問題について、特に疑問だとか、沖縄県の状況からしてこれはいかがなものかというような認識はないんですか。

○上原昭知事公室長 旅団化することは自衛隊の防衛能力の強化ということでございまして、特にこれについて云々ということはありません。

○前田政明委員 混成団というのは、自衛隊の中での説明も含めてですけれど

も、いわゆる沖縄県に復帰時に自衛隊が来るというのは拒否反応が強い、旧軍と同じだというとらえ方も含めてある中で、混成団として要するに不発弾処理と救急搬送、これを中心に任務とする部隊として組んだのがいわゆる混成団というような性格を持つといわれていますけれども、それは私が言ったような理解でいいのでしょうか。

○上原昭知事公室長 当初はこの任務が不発弾処理と急患輸送に限定されたかどうかについては当時、どういうものであったかについては承知しておりません。

○前田政明委員 私どもが非常に危惧するのは、自衛隊法が改正されて、海外での国際社会云々という形での海外任務が本則に入れられているということで、例の航空幕僚長の発言も含めて、海外に出る以上はという意味で戦える自衛隊、そういう面で思想教育をやり直すということで組織的に自衛隊幹部学校でもやられてきたということが明らかになって、第2、第3の田母神氏がいるのではないかという危惧の中で、今国会でも質疑がされているんですけれども、僕が聞いている範囲では混成団というのは沖縄県で不発弾処理と急患輸送、これは先ほど言った住民の状況からして、混成団というのはみずから事が起こった場合に、最後まで完遂する能力はないわけですよ。

ところがこの旅団ということになると、いわゆる旅団としてあらゆる戦争といますか、武力行使ができるという前提に格上げされることになると思うんですけれども、その辺についてどう思いますか。

○上原昭知事公室長 確かに混成団は限定的な能力しか有していないということはそのとおりだと思います。それに対して旅団はいわゆる普通科連帯を有しているということで、能力的にはかなり強化された組織かなと思います。

○前田政明委員 いわゆる普通科連帯ですね、先ほども言いましたように、当初防衛という形で、当初は防衛奪還を目的とするということで上陸作戦を海兵隊と行っているということは重ねて報道されているわけです。一般に売っている写真つきのものにありますね。アメリカで海兵隊と一緒に上陸作戦を行っているのが載っているんですけれども、それから情報収集ということで、いわゆる偵察隊という面では私どもが非常に心配するのは本当に、今の田母神氏の発言に見られる中で、再び沖縄県が海外出撃の基地になる。それが米軍だけじゃなくて自衛隊も今の米軍再編の流れでいくと、ミサイル防衛もやる。即応訓練

も含めて、嘉手納基地での米軍と自衛隊の一体化、それからキャンプ・ハンセンでの陸上での一体化、宜野座村を含めたグリーンベレーでも一緒に自衛隊はいろいろな報道を見ると一特殊作戦の訓練をやっているんですね。そういうことの流れとして、航空自衛隊那覇基地の強化問題とか、与座岳通信所の問題、宮古島の通信所の新たな建設について大変危惧しています。ですから、きょうはこの程度の指摘にしますけれども、ぜひ私たち県民が憲法9条のある国として、本当に二度と戦争を起こしてはならないという面で、自衛隊の動きに対してもそれなりの目配りが必要だなと思います。ですから、先ほど要望しましたような形での資料提供をお願いしたい。

それから、レーダーについて最後に一言。これは写真の資料3ページ、このFPS-5というのか、これで大体40メートルで、カメラというあだ名があるようですけれども、すごい本体自体が一本土でつくられようとしているものと同じであれば一本体の枠そのものが約40メートルの建物の中の巨大な通信基地になっているそうです。ですから、知事も言うておりましたけれども、弾道ミサイルを迎撃するという面ではすごい電磁波を出すわけですから、理屈上極めて高速度のミサイルをキャッチするわけだから、これは普通の電波じゃないということを含めて、この辺の問題もありますから、これは知事も勉強されるということです。皆さんもその辺を含めてやっていただきたい。それで、与座岳分屯基地との関係では實際上、どういう関係でこの間、議会答弁も含めて自衛隊と接触してきているのですか。

○上原昭知事公室長 我々は自衛隊というよりは、沖縄防衛局を通じていろいろ情報の照会等を行って、資料の提供をいただいているところであります。

○前田政明委員 ぜひここは、本当に自衛隊の言うことだけではなくて、全国各地にもありますので、この機能なども見ながら住民の立場から対応していただきたいと思います。

最後に、これは新里委員からありましたことについて、僕もきのう現場に行ってきました。金武町伊芸区の本当に住宅地の中ですよ。住民の方からも説明してもらいましたが、水をかけようとして後ろを向いたらバンと煙が出てきた。見えないからそのままにしていたけれども、3日後に車を動かそうとしたら穴があいているからということで、バンとぶつかったところも見てきましたけれども、ちょうど水をかけようとしたところの位置と一緒に、本当に大変だったと。自分は1週間に1度水をかけにおりるんだけれどもということで、もしこの車がなければどうなっていたのかわからなかったということも言って

いまして、きょう沖縄防衛局にも電話したんですけれども、ちょうど10日の水曜日、午後3時半なんです。そのときに、キャンプハンセンでどういう訓練をしていたのか、どこでやっていたのか、そしてどういう火器を使っていたのかというのを調べてほしいということは要望しております。沖縄防衛局にもきょう、電話をしていますが、沖縄防衛局も運用にかかわることなので答えられませんというから、県議会で行くのに答えられないということでもいいのかということで、一応だめかもしれないけれども、問い合わせして共産党控室に電話をすることになっていきますけれども、そういう面ではぜひ対応して、米軍に聞いたかどうかという人もいましたけれども、それではちょっといかがなものかと県の方にも話をしたんですが、それでは米軍に接触したりやらなければいけないのかと感じまして、ここでは名前は言いませんけれども、ぜひ知事公室長、これは審議とは別なんですけれども、敏速に、日米地位協定があるからとかそういうことじゃなくて、これは命にかかわることですから、機敏に実状をつかまえて対応できるようにしていただきたいということは、強く要望しておきたいと思いますが、答えられることはできますか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上原知事公室長から県警察の捜査状況を見ながら、沖縄防衛局へも情報収集を行うとの答弁があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 陳情第166号の台風ですけれども、与那国町の台風、対策はどのような状況になっていますか。道路、河川、電柱とかありますよね。それと与那国町の対応ですね。どのような状況ですか。

○**仲田文昭土木整備統括監** 台風13号と台風15号が与那国町に襲来した関係でございしますが、その被害状況としましては台風13号のときには町道が7件の災害がありました。県道も5件ありまして、それにつきましては10月に災害復旧事業でもとに戻す事業でございしますが、10月29日、10月30日に現地で国のほうから災害査定がありまして、その査定を終えまして、現在は工事の発注にそれぞれの管理者、町道ですと与那国町、県道ですと沖縄県で取り組んでいるとこ

ろでございます。

それから、台風15号につきましても11月に現地の災害査定を終えまして、同じく年内に現場工事の発注の準備を進めているところでございます。

○照屋守之委員 県の仕事で、平成21年度にまたがるような対策もありますか。

○仲田文昭土木整備統括監 これは恐らく年明けに現場での工事契約は済むと思うんですが、これは年度内には恐らく完成はできないだろうと、いわゆる繰越事業になるのではないかと考えています。

○照屋守之委員 我々も現場視察に行ってきましたけれども、河川はどうなるんですか。橋とか壊れていますよね。その復旧はどうなりますか。

○仲田文昭土木整備統括監 田原川でございますが、これは準用河川で与那国町の管理でございます。その中で橋が1つ壊れているのがありました。この橋につきましては古い橋で、使用されていないという状況でございます。あるいは護岸のほうをきちんと復旧するという工事になると思います。

○照屋守之委員 その川は与那国町が整備を進めているということですか。

○仲田文昭土木整備統括監 先ほど申し上げましたとおり、準用河川ということで与那国町の管理でございますので、今現在は災害復旧工事につきましても与那国町で対応することになっています。

○照屋守之委員 それと、この被害調査に合わせてごみ焼却場の最終処分場を見に行ったんですよ。そこは焼却施設はあるけれどもダイオキシンとかという基準も含めてそれが使えなくて、最終処分場にそのままの状況で全部処理されている実態があるんですよ。恐らく台風関係のものもそういう形で処理されているということがあると思いますけれども、その最終処分場とかごみ焼却場についてはどなたか把握している人はいますか。（「なし」との声あり。）いないようですので、それはいいです。

次に、8ページ陳情第200号のオンブズマンの件ですけれども、これは少し具体的に説明してもらえませんか。陳情者がやっていることと回答の分ですが、あくまでも個人的な利害関係のものでオンブズマンの制度には適用しないというニュアンスがありますけれども、ちょっと説明をお願いできませんか。

○松川満広報課長 行政オンブズマンの相談室の対応について経緯を説明したいと思います。陳情者は現職の中学校の教諭であります。12月2日午前0時7分にファックスにて苦情申立書が1日付になっております。行政オンブズマン相談室へ送信しております。同日午前10時15分ごろ、陳情者から、その苦情申立書の内容は教育委員会は各県立高等学校の入学選抜試験、これは学力試験の点数や内申点の半分の問題ですけれども、管理監督を怠っており、本来の業務を果たすよう行政オンブズマンが教育委員会を指導するべきであるという内容でありました。その件で電話があり、調査員が自己の利害にかかわる事項ではないとの判断により、調査対象ではない旨の説明をし、ほかの手段として県民御意見箱やあるいは県議会に陳情する方法もあるのではないかと助言いたしました。その30分後に再度陳情者からオンブズマンのホームページには自己の利害に関する調査対象とすることが記載されていないとの再度の苦情があり、またその項目が記載されている箇所を説明いたしました。内容としましては下の米印に書いてあるとおり、行政オンブズマンのサイトに記載されている箇所というのはQ&Aがありまして、だれでも苦情を申し立てられますかというクエスチョンに対しての答えとして、県の行政に対して自分の利害にかかわる苦情を持つ人であればだれでも申し立てられることができます。そして2として、設置要綱第2条で苦情とはどういうことかということで県民の自己の利害にかかわる県の機関の業務の執行に関する事項または当該業務に関する職員の行為についての苦情をいうということで説明いたしております。そして、同日午後3時45分ごろ陳情者が来所しております。自分の苦情がなぜ行政オンブズマンの調査対象外なのか詳しい説明を聞きたいとのことであったため、調査員が実際に調査した事例、例えばアパート建築等に関する建築確認のおくれ、あるいは夜間の道路工事などから被害を受けたとか、そういう具体事例を示して説明をいたしました。また、行政オンブズマンと面談することは事務方が苦情申立人からの事情聴取を終えた後にオンブズマンと調整し、面談するかどうかは決定している旨を説明しております。これに対し陳情者は、要綱にはこのような規定がないと反論してきておりますが、これは一般的な行政ルールである旨を説明し、それでは上司にすぐ会わせてくれと主張して、その後参事が対応しております。参事は面談することはできるけれども、調査員が説明したとおり、行政オンブズマンとの調整もなしにすぐにオンブズマンの面談ということとはできない旨を説明した後陳情者は帰ってしまっております。この後すぐに県議会のほうにも同様な陳情がいったものと思われまます。以上の経緯から行政オンブズマンが特に不適切であったというのは考えづらいのです。

2としてそれでは一般論として行政オンブズマン相談室の対応に対する不満等についてはどのようになっているのかということですが、行政オンブズマン相談室の判断や対応に不満がある場合、また今回のように教育委員会から苦情について何らかの回答を得たい場合、議会への陳情以外では広報課の県民御意見箱により県へ意見を提出する制度があります。また、広報課に教育委員会の職務不履行について意見が寄せられた場合には、広報課では教育委員会へ照合し、その回答を意見提出者に送付し、またホームページなどで公開しているということでもあります。同様に、行政オンブズマン職務不履行等についての苦情が寄せられた場合には、行政オンブズマン相談室を所管する広報課としてその内容を調べ、その回答の結果を公表することとなります。本件に関しては、現在、本人と教育委員会が質問したり、回答したりということで、今やりとりしている最中でございます。そういうことで、同じようなものが文教厚生委員会にも陳情として上がっておりました。今教育委員会で対応しておりますので、その辺の経緯を見守っているところでございます。

○照屋守之委員 教育委員会、県立高等学校入学者選抜検査を適正に管理監督していないという内容、これがよく意味がわからないんですよ。どういうことですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原昭知事公室長から県立高等学校入学者選抜検査の適正な管理監督を教育委員会に求める陳情が別途提出されており、文教厚生委員会に付託され、審査されている旨の説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 行政オンブズマンは今のような説明と皆様方があるんだけど、今の行政オンブズマン制度の中の活用状況というのを少し説明していただけないか。どういう相談が出ているのか。

○松川満広報課長 平成19年度に処理した書面による苦情申し立てについて4つの項目があります。まず一つは建築確認申請の事務処理に関すること、それから2つ目は旅券発給申請事務に関すること—パスポートの関係ですね—それ

から宜野湾港防波堤沖サンゴ礁水域の占用許可申請に関する事、4つ目に教育委員会における情報公開請求に対する事務処理の改善に関する事とということの4つであります。

○照屋守之委員 こういうものの内容が4件あるということですか。

○松川満広報課長 書面によるものは4件であります。

○照屋守之委員 それで、オンブズマンにこのように申請しますよね。それによって改善がされるとか、申請人の意向によって改善がされるということになっているんですか、実際には。申請した内容と、こういう不満があってということとでやるわけでしょう。改善とかという対応もできているのか。

○松川満広報課長 今4つ申し上げましたけれども、建築許可申請とパスポートの関係、宜野湾市の防波堤の関係についてはオンブズマンで調査した結果、県のほうには問題はなくて、そのように回答しております。ところが教育委員会における情報公開のものは県のほうに改善の余地があって、そのように改善したという事例になっております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 2ページの陳情第65号旧軍飛行場用地の問題ですけれども、何点かお尋ねをいたします。

この問題は前回もありましたけれども、今特別枠を求めているわけですよね。その特別枠については、皆さんが求めていることに対しては那覇市のほうで取りまとめて、那覇市で取りまとめた中にはとにかく膨大な事業になっているということもありまして、地主会の皆さんが市町村に対して、その市町村が取りまとめられなかった問題に対して、県としては求めている皆さんたちとの折り合いとか、調整というのは那覇市ができなかったら県で取りまとめるとか、要請についてしっかりと協議をしていくというようなお考えはないのかどうか。

○上原昭知事公室長 県も当然、助言あるいは調整等を行っているわけですが、今回那覇市から地主会の要望があって、那覇市が取りまとめている案件については、まず事業主体を明らかにしないと、だれがやるのかという

一番肝心なところがない。すぐにこういうことをやってくれという形になっている、あるいは市や県が事業主体になるということになっておりまして、那覇市としては自分たちが事業主体となって責任を持って進めることは困難であるということで、那覇市としてはこれを取り上げずに県にも上げてきていないという経緯がございます。

○山内末子委員 経緯はわかるんですよ。だから那覇市が取り上げていないということについて、その皆さんとやはりこの問題は県が取りまとめられなかったことに対して、県としては皆さん方と調整をしていくというお考えはないのかということなんです。

○上原昭知事公室長 先ほど申しあげましたように、県としても那覇市と一緒にやってこの問題については調整あるいは県としての助言等は行ってきているわけです。

○山内末子委員 それでは同じような形で協議会ですとか、いろんな市町村がありますけれども、その皆さんが要望を出している事業について、この事業をまとめていくと総予算は一体どれくらいになるのかということとは県としては把握しているのでしょうか。事業について皆さんが求めていますよね、各市町村に。

○上原昭知事公室長 今回の事業については、沖縄特別振興対策調整費を活用してやりましょうということで、一応まとまっておりますので、沖縄特別振興対策調整費の年間の総枠は約50億円という中で、いろいろ事業展開してまいります。ほかにも事業メニューといいますか、いろんな要望事業がございますので、そういう中で調整をしながら事業規模等は当然決まってくるので、おのずから限度はあるということでもあります。

事業規模は50億円の枠の中で、事業内容を見ながら決めていくものでありまして、当初から事業枠が幾らというような調整は行っておりません。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から上原知事公室長に対し、各市町村からの提案事業の予算総額を答弁するよう指摘が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 現在、那覇市と宮古島市の事業については、平成21年度予算要求中で承知はしておりますけれども、読谷村や伊江村につきましては平成22年度に向けて今調整を行っているところでございまして、具体的な事業規模、まず何をやるのかということが決まっておりますので、予算額については把握しておりません。調整をしているところでございます。

○山内末子委員 何をやるのかというのは各市町村がそれぞれ事業案は出していると思うんですね。総まとめの予算額がどれくらいになるのかということを知っているんです。

○上原昭知事公室長 例えば読谷村でありますと農業関係の予算ということを一応要望はしておりますが、農林の別事業との兼ね合いでありますとか、いろんなメニューの中で具体的に何をやるということがまだ決まっていない状況でございまして、したがって向こうから予算そのものが上がってきていない。伊江村についてはフェリーのおおよそ幾らくらいの規模というのがありますけれども、それもまだ決まっているわけではございませんので、そういう意味で平成22年度以降のその他の市町村の予算については調整を行っているところで、予算額はまだ把握していない状況であります。

○山内末子委員 国が県に対して特別調整費が幾らなのかということについても国のほうから総額で、その件についてはどれだけの調整費で使ってくれというような提示はあるんですか。

○上原昭知事公室長 国からはそういう提示はございません。

○山内末子委員 そうなってきますと、沖縄振興計画の中での予算の中では足りないですね、どうしても。皆さんから要望していく中で、取りこぼれた地主会の皆さんたちに対しては今後どのような形で解決に向けてという策の計画は持っているのかどうか。

○上原昭知事公室長 この件については、平成22年度、平成23年度とあと2カ年—平成21年度は要望中でありましてけれども—平成22年度、平成23年度という

ように機会がございますので、ぜひ地域の活性化あるいは一体化につながるような事業を地主会で考えて、提案していただきたい。県や市としてもその辺については積極的に応援、助言等をしていきたいと考えております。

○山内末子委員 先ほどから言っていますのは、各市町村がどうしても折り合いが合わなくて、県に上程していない地主会がありますよね。その皆さん方ともやはり直に、その皆さん方は市町村とは折り合いがついていないわけですから、直に対応していくというような計画は今後持たないといけないのではないかと思うんですけれども、それを最後にお願ひします。

○上原昭知事公室長 基本的にだれがこの事業を行うのかということで、地主会が直接やるというのは補助金の性格上、非常に難しい面がございます。そういう意味で我々としては、ぜひ市町村が地主会と一体となって、市町村の事業として提案していくことを我々としてはお願いしているわけございまして、そういう意味では県としては市町村と一緒にあって地主会の皆さんに対応していきたいと考えております。

○山内末子委員 最後に確認ですが、それでは結局、県は直接その地主会とは対応していくということはないということを確認してよろしいですか。

○上原昭知事公室長 これまで何度も地主会の皆さんとも直接的な話し合いはしてきております。今後とも、もちろん要望があれば相談には乗っていきたいと思います。ぜひ地元の市町村とも密接に連携を図って、最後に残された機会ですので、この際ぜひ地域の活性化や地域の一体化に資するような事業を我々も応援するので、一緒になって考えていきたいと思いますということで門戸を広げていきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 陳情第175号の北方領土の陳情は久しぶりですけれども、まさに北方領土は私たち復帰を勝ち取った昭和47年のときの佐藤内閣で最大の課題として実現したわけですけれども、最近、北方領土の問題が少し政府においても聞こえなくなったなど心配しているんですけれども、ある意味では全県的な盛り上がりが出ていないのかなと私は思っております。毎年北方領土の日に

も北方領土の返還の決議をされているわけですが、これについて処理概要では北方領土返還要求沖縄県連絡協議会が主催する返還要求沖縄県民大会等への参加や美ら島沖縄など県の広報媒体を利用した広報活動、マスコミへの情報提供等とありますけれども、もっとさらに踏み込んで、この活動を全県的な声にするための努力は大変大事なことではないのかなと思っております。今の状況の中で、この問題が県がやっていること以外で、もっと盛り上げる方法としてはいろいろあるかと思っておりますけれども、それについては何かないのでしょうか。

○上原昭知事公室長 現在、広報活動以外には北方領土返還要求沖縄県連絡協議会が中心になってやっておりますが、県もその返還要求沖縄県民大会の日にはあいさつ等を行っております。子供たちに北方領土の教育はどのようにやるのかという教え方等が中心の活動となっておりますが、その協議会ともさらに相談をして、具体的に県としてもどういう取り組みが求められるのか検討していきたいと思っております。

○浦崎唯昭委員 地理的にも歴史的にも、まさに我が国の領土であるということは世界的にも認められているのではないかと思いますけれども、その中で恐らく話し合われたこともあると思うんですが、全国知事会議の中でもこの辺に対して知事が発言をなされた、沖縄県と北海道との交流の中でも沖縄県の経験を生かして、知事会議の中でも話したこともあるのではないかと思います、話をする機会をたまにはつくってもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○上原昭知事公室長 このような提言がありましたことを知事にもお伝えしていきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午後 0 時 28 分 休憩

午後 1 時 51 分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議。なお、乙第 1 号議案に対する取り扱いについて議論が交わされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 乙第 1 号議案について継続の動議を提案いたします。

○**當間盛夫委員長** ただいま、乙第 1 号議案に対して新里委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第 1 号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

乙第 1 号議案について、意見・討論等があれば意見・討論等を行った後、挙手により採決いたします。

意見・討論は、ありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見・討論等なしと認めます。

これより、本動議を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、閉会中継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第1号議案は、継続審査とすることに決定いたしました。
次に、乙第12号議案当せん金付証券の発売についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は可決されました。
次に、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。
次に、乙第35号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案は、同意することに決定いたしました。
次に、陳情等の採決を行います。
陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。
休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した条例議案1件及び陳情35件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫